

諮問番号：令和6年度(2024年度)諮問第1号

答申番号：令和6年度(2024年度)答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項に基づく生活保護廃止処分（以下「本件処分」という。）に係る令和5年（2023年）7月28日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁の説明に納得していないため、本件処分は取り消されるべきである。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

（1）本件処分に至るまでの手続について

令和5年（2023年）7月18日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人が、令和4年（2022年）10月6日付け〇〇第〇〇号の指導指示書（以下「指導指示書1」という。）の指導内容を順守していない

こと、また、処分庁からの再三の説明にもかかわらず、令和5年（2023年）7月13日付け〇〇第〇〇号の指導指示書（以下「指導指示書2」という。）の受取りを拒否していることから、「法第27条の規定による文書指導に従わない意思を示している」と判断し、法第62条第3項及び第4項の規定により、審査請求人に弁明の機会を与えた後、生活保護の変更、停止又は廃止について検討することを決定した。

令和5年（2023年）7月21日、処分庁は、審査請求人の弁明の機会として、聴聞会を開催した上で、同月25日、ケース診断会議を開催し、本件処分を決定した。

このように、処分庁は、文書による指導指示及び弁明の機会を与えた上で、これらの結果に基づき本件処分を行っており、本件処分に至るまでの手続は適切に行われている。

(2) 就労収入がありながら、適正な収入申告書を提出しなかったことが法第78条第1項に定める「不実の申請その他不正な手段」に該当するかについて

本件において、令和4年（2022年）3月3日及び同年11月22日、審査請求人は、「処分庁から法第61条に基づく収入の届出義務等について説明を受け、その内容を理解した」旨が記載された確認書に署名し、処分庁へ提出していることから「収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、処分庁にその旨を届け出る必要があること」を認識していたと推察できる。

一方で、審査請求人は、〇〇における就労収入について、処分庁に申告しておらず、令和5年（2023年）7月21日の聴聞会においても、処分庁に対して、〇〇における就労収入の事実を伝えていない。

したがって、審査請求人は、収入申告の必要性を認識していたにもかかわらず、〇〇における就労収入の事実を処分庁に申告していないことから、処分庁から就労収入の事実を隠蔽したものと判断されても仕方なく、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

(3) 本件処分の妥当性について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年（1

963年)4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第11-問1-答1から3までにおいて、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準について示されており、課長通知第11-問1-答3において、「32の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1)最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2)法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3)保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」とされている。

本件処分については、上記基準の各事項すべてに該当すると判断でき、妥当であると認められる。

(4) 本件処分の理由の提示について

処分庁は、本件処分の保護廃止決定通知書(令和5年(2023年)7月25日付け第〇〇号)において、処分理由を「指導指示違反のため。」としており、これに対し、審査請求人は、審査請求の理由を「処分庁からの説明に納得していないため」としている。

行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と、同条第3項では、「不利益処分を書面でするときは、(略)理由は、書面により示さなければならない。」と、それぞれ規定されている。不利益処分の理由を提示する趣旨としては、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ためとされている(最高裁昭和36年(オ)第84号昭和38年(1963年)5月31日第二小法廷判決参照)。また、提示すべき理由の内容及び程度については、特段の理由のない限り、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を

示すだけでは、それによって当該規定の適用原因となった具体的事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除いて」は、理由の提示として十分でないとされている（最高裁昭和45年（行ツ）第36号昭和49年（1974年）4月25日第一小法廷判決参照）。

上記のとおり、本件処分の保護廃止決定通知書では、処分理由を「指導指示違反のため。」とだけ記載されている。これを上記判例法理に照らすと、提示すべき理由の内容及び程度として十分であったとは言い難い。

しかしながら、その一方で、聴聞会の開催通知（令和5年（2023年）7月18日付け〇〇第〇〇号）では、「審査請求人が指導指示書2の受取りを拒否し、指導に従わない意思を示したため、法第62条の規定に違反したこととなり、同条の規定により聴聞会を開催する」旨が記載されている。また、聴聞会において、処分庁が指導指示の内容や聴聞会の開催に至った経緯等を説明した際、審査請求人は、「説明内容に間違いはない」旨の回答をしている。

以上を踏まえると、本件処分の保護廃止決定通知書に「指導指示違反のため。」としか処分理由が付記されていなかったとしても、審査請求人は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを十分知り得ていたものと考えられる。

したがって、本件処分の理由の付記は、審査請求人の不服申立ての便宜を損なうものではないと考えられる。

第4 調査審議の経過

令和6年（2024年）6月24日 審査庁から諮問

7月26日 第1回審議

8月19日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いについて

法第62条第1項では、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とされ、同条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とされている。

被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、課長通知第11-問1-答1から3までにその基準が示されており、保護の停止を経ることなく保護の廃止を行うには、課長通知第11-問1-答3(1)から(3)までの要件のいずれかに該当することを要するとしている。

生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができるとされている。これに基づき、厚生労働大臣は、課長通知を定め、市町村は処理基準である課長通知に従うことが通常予定されている。

(2) 本件処分について

本件処分を行うに当たっては、保護の停止を経ることなく保護の廃止が行われていることから、上記のとおり、課長通知第11-問1-答3(1)から(3)までの要件のいずれかに該当している必要がある。

令和5年(2023年)7月11日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人に対し、〇〇における就労収入等の未申告収入額に関して、法第78条の規定により費用徴収することを決定するとともに、「法第78条により費用徴収の対象となるべき事実」の再発防止のため、法第27条の規定により、収入申告を漏れなく行い、不実の申告がないよう指導指示書2により文書指導を行うことを決定した。

これに対し、審査請求人が指導指示書2の受取りを拒否したことから、令和5年(2023年)7月18日、処分庁はケース診断会議を開催し、

審査請求人が指導指示書 1 の指導内容を履行していないこと、指導指示書 2 の指導内容に従わない意思を示していることから、法第 6 2 条第 3 項及び第 4 項の規定により、審査請求人に弁明の機会を与えた後、生活保護の変更、停止又は廃止について検討することを決定した。

令和 5 年（2023 年）7 月 21 日の聴聞会において、審査請求人は、処分庁からの未申告の収入有無に係る質問に対し、〇〇における就労収入の事実を伝えていない。

その後、令和 5 年（2023 年）7 月 25 日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人について、「法第 7 8 条により費用徴収の対象となるべき事実」について以後改めるよう指導指示書 2 により文書指導したにもかかわらず、これに従わなかったと判断し、課長通知第 1 1 - 問 1 - 答 3（2）の要件に該当することから、本件処分を決定している。

以上のとおり、処分庁は、法第 6 2 条第 4 項の規定による弁明の機会を付与した上で、課長通知に則り、審査請求人の保護を廃止する処分を決定したものであり、本件処分を決定した処分庁の判断に違法又は不当な点は存在しない。

（3）処分理由の提示について

法第 6 2 条第 3 項の規定による保護の廃止処分については、行政手続法第 1 4 条の規定の適用は排除されていないところ（法第 6 2 条第 5 項）、行政手続法第 1 4 条第 1 項本文では、行政庁は、「不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」とされており、同条第 3 項では、「不利益処分を書面とするとき」は、当該処分の理由は「書面により示さなければならない」とされている。

これらの規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の「判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている（最高裁昭和 3 6 年（才）第 8 4 号昭和 3 8 年（1963 年）5 月 31 日第二小法廷判決、最高裁平成 2 1 年（行ヒ）第 9 1 号平成 2 3

年（2011年）6月7日第三小法廷判決参照）。

また、不利益処分の理由の提示の程度は、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」（前記最高裁平成23年（2011年）6月7日判決参照）であって、当該処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然知りうるような場合を除き、理由の提示として十分でないとされている（最高裁昭和57年（行ツ）第70号昭和60年（1985年）1月22日第三小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、令和5年（2023年）7月25日、処分庁は審査請求人に対し、処分理由として「指導指示違反のため。」とだけ記載した保護廃止決定通知書を手交しており、この記載だけをもつていかなる事実関係に基づいて審査請求人の保護を廃止したのかを了知し得ると認めるのは困難であり、行政手続法第14条第1項において審査請求人に対して示さなければならないとされている不利益処分の理由の提示としては十分とはいえない。

この点、審理員意見書では、聴聞会の開催通知に「審査請求人が指導指示書2の受取りを拒否し、指導に従わない意思を示したため、法第62条の規定に違反した」旨の記載がある点や、聴聞会において、処分庁が指導指示の内容や聴聞会の開催に至った経緯等を説明した際、審査請求人から、「説明内容に間違いはない」旨の回答があった点を踏まえて、審査請求人は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを十分知り得ていたものと考えられ、本件処分の理由の付記については、審査請求人の不服申立ての便宜を損なうものではないとしている。

しかしながら、本件処分が、審査請求人が指導指示に従う義務に違反した事実があるとしてなされたものであり、その場合にどのような処分をとるかについては処分庁の裁量が認められている点に加え、保護の廃止処分が重大な処分であることに鑑みれば、処分庁には、保護廃止決定通知書に

保護の廃止処分を選択した理由及び適用の原因となった事実関係を具体的に記載することが求められると解するのが相当である（津地裁平成28年（ワ）第272号平成30年（2018年）3月15日判決、名古屋高裁平成30年（ネ）第336号・平成30年（ネ）第506号平成30年（2018年）10月11日判決参照）ことから、本件処分の理由の提示については、少なくとも原因となった〇〇における就労収入の未申告について検討した結果、指導指示書2による指導指示に違反したものと判断した旨を書面に記載すべきであったと解される。

このため、「指導指示違反のため。」としか記載していない本件処分の理由の付記には不備があり、本件処分は、行政手続法第14条第1項の規定に反して違法であると認められる。

したがって、本件処分は、取り消されるべきである。

3 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 徳永達哉

委員 不動洋子

委員 山口智幸